

国指定冠島・沓島鳥獣保護区
指定計画書

平成22年11月1日

環 境 省

1 国指定鳥獣保護区の概要

(1) 国指定鳥獣保護区の名称

冠島・沓島鳥獣保護区

(2) 国指定鳥獣保護区の区域

京都府舞鶴市字野原字小橋字三浜小字大島 1 番地（冠島）及び 舞鶴市字野原字小橋字三浜小字小島 2 番地（沓島）の一円及び両所間の島嶼並びにそれらの東京湾平均海面時の海岸線から 1 キロメートル以内の海面及び点在する島嶼

(3) 国指定鳥獣保護区の存続期間

平成 22 年 11 月 1 日から平成 42 年 10 月 31 日まで（20 年間）

(4) 国指定鳥獣保護区の指定区分

集団繁殖地の保護区

(5) 国指定鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、京都府舞鶴市沖の日本海に位置する、冠島、沓島及び両島の周辺海域からなる区域である。

当該区域の冠島は、オオミズナギドリが 10 万羽以上繁殖しており、日本海側では最大級の繁殖地となっている。

また、沓島は、環境省が作成したレッドリストに掲載されている絶滅危惧Ⅱ類のヒメクロウミツバメの国内で最大級の繁殖地となっている。

この他に絶滅危惧Ⅱ類のカムリウミスズメ及びハヤブサ、準絶滅危惧種のカラスバト等の希少な鳥類を始めとして 32 科 94 種の鳥類が生息しており、国際的に重要な鳥類の集団繁殖地となっている。また、両島の周辺海域は海鳥類の採餌場所として重要である。

このように、当該区域はオオミズナギドリ等海鳥類の集団繁殖地として重要であることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 28 条第 1 項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域において集団で繁殖する鳥類の保護を図るものである。

2 国指定鳥獣保護区の保護に関する指針

保護管理方針

- 1) 集団繁殖地の保護区として、オオミズナギドリを始めとする海鳥類の良好な生息及び繁殖環境が保たれるよう適切な管理に努める。
- 2) 関係地方公共団体、関係機関、NPO等と連携し当該区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。

3 鳥獣保護区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 1300 ha

内訳

ア 形態別内訳

林野	36 ha
農耕地	— ha
水面	1256 ha
その他	8 ha

イ 所有者別内訳

国有地 11 ha

国有林	林野庁所管	制限林	— ha	保安林	— ha
		普通林	— ha		砂防指定地
	文部科学省所管	— ha	その他		
国有林以外の国有地（財務省）		11 ha			

地方公共団体有地	— ha	都道府県有地	— ha
		市町村有地等	— ha

私有地等	33 ha
公有水面	1256 ha

ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域

自然環境保全法による地域	— ha	自然環境保全地域特別地区	— ha
		自然環境保全地域普通地区	— ha
自然公園法による地域	ha	特別保護地区	44 ha
名称（若狭湾国定公園）		特別地域	— ha
		普通地域	1256 ha
文化財保護法による地域	44 ha		
名称（国指定天然記念物	オオミズナギドリ繁殖地）		34 ha
（舞鶴市指定天然記念物	ウミネコ・ヒメクロウミツバメの繁殖地沓島）		10 ha

4 指定区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該区域の概要

ア 国指定鳥獣保護区の位置

当該区域は、京都府舞鶴市（舞鶴港）の約30キロメートル沖に位置する冠島（大島、雄島とも呼称される。）と冠島の北東約2キロメートルに位置する沓島（小島とも呼称される。）を中心とした区域である。

イ 地形、地質等

当該区域の、冠島は、大部分が山地であるが、南端はやや広い平地となっており、北方に至るにつれて岩石の露出した断崖となっている。また、北岸を除く海岸線には、大小の石塊が集積し、砂浜はほとんど発達していない。

冠島の地質は、中新世の安山岩が凝灰角礫岩と凝灰質砂質泥岩の上を覆い、それが風化してできた褐色森林土壌からできており、周りの海岸線は海食崖など荒波が侵食を続けてきた急崖となっている。

沓島は、釣鐘島、棒島の2島で構成され、北側に位置する釣鐘島は円筒状に屹立し、周囲は断崖となっている。棒島も西岸の一部を除けば、周囲は断崖となっている。

沓島も中新世の安山岩類からできており、周りの海岸線は海食崖など荒波が侵食を続けてきた急崖となっている。

ウ 植物相の概要

当該区域の冠島では、島の山腹の緩傾斜地、山頂および南端の平坦部では、タブノキ群落となっており、島の樹林の大部分を占めている。その他の樹林を形成する群落としては、ケヤキ群落やアカメガシワ群落が見られる。

その他の群落としては、島の南部の平坦部西半分にヨシ、オオカサスゲが優占する湿地植物群落、島の北半分の両側山腹にはトベラ、タブノキの低木やメヒシバ、ハマベノギク等の草本からなる山腹部草本・低木群落、島の東側海岸部付近のタブノキ群落の林縁部にはメダケ群落、島の南側平坦部の西側の海岸部には、小面積ながらハマゴウが優占する海岸部草本群落が成立している。

タブノキ群落では草本層の被度が低く土壌が露出しており、落葉の堆積が見られず、後継樹がほとんど見られない。

沓島の植生は、島の尾根筋から斜面上部の比較的緩斜面地に帯状にタブノキ、モチノキ、ヤブツバキが高木層を占めるタブノキ群落が成立しており、タブノキ群落の林縁部にはオオバグミ群落、樹木が生育できない急傾斜地の崖地等の立地には海岸草本群落が成立している。また、島の周囲は、急峻な崖地となっておりそのほとんどが裸地となっている。

エ 動物相の概要

当該区域では、ヒメクロウミツバメ、オオタカ、ハヤブサ、カンムリウミスズメ、カラスバト、サンショウクイ等13目32科94種の鳥類の生息が確認されている。

哺乳類は、冠島にドブネズミとニホンリスの生息情報があるが沓島には、哺乳類の生息情報はない。

は虫類は、冠島においてアオダイショウ、シマヘビ、ヒバカリの3種のへび類の生息が確認されているほか、沓島では、トカゲの1種類が確認されている。

なお、両島とも両生類の生息情報はない。

(2) 生息する鳥獣類

別表のとおり

(3) 当該区域の農林水産物の被害状況

なし

5 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項

当該区域内において、第32条に規定する損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失の補償をする。

6 施設整備に関する事項

- | | | |
|--------------|---|---|
| (1) 鳥獣保護区用制札 | 3 | 本 |
| (2) 案内板 | 1 | 基 |